

## 福井市ちびっと就林・就漁事業補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 福井市ちびっと就林・就漁事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （目的）

第2条 本市の林業・漁業に関心のある者に、実際の就業体験や既就業者との交流・意見交換等（以下「就業体験等」という。）を通じて、林業・漁業の奥深さや魅力を感じてもらうことにより、本市への就業および移住定住の促進を図る。

### （補助事業対象者）

第3条 補助事業対象者は、本市における就業を希望する福井県外在住で60歳未満の者とし、本市が開催する就業体験等に参加する者とする。ただし、福井県内在住者も就業体験等への参加は可能とする。

2 補助事業対象者は、本市以外から同様の趣旨の補助金の交付を受けていてはならない。

### （補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業対象者が就業体験等に参加するために居住地のある都道府県と福井市までの往復交通費及び宿泊費とする。

ただし、次の各号に掲げる費用については、補助対象外とする。

- （1） 前泊及び後泊に係る費用
- （2） その他対象経費として適当でないと市長が判断するもの

### （補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

### （交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により、市長が定める期日までに、ちびっと就林・就漁事業補助金交付申請書（様式第1号）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 居住地が確認できる書類
- （2） その他市長が必要と認めるもの

### （交付決定）

第7条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、規則第6条の規定によりちびっと就林・就漁事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

2 交付決定前の着手は、補助対象外とする。

### （交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定の後、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ( 1 ) 偽り其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - ( 2 ) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - ( 3 ) 事業を中止し、又は廃止したとき。
  - ( 4 ) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定及び第 10 条により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかにちびっと就林・就漁事業補助金交付決定取消通知書( 様式第 4 号 - 1 )を補助事業者  
に通知するものとする。

( 補助事業の変更 )

- 第 9 条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の変更( 軽微な変更を除く。 )を必要とする場合は、市長にちびっと就林・就漁事業変更承認申請書( 様式 3 号 )を提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、事業計画の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかにちびっと就林・就漁事業補助金変更交付決定通知書( 様式第 3 号 - 1 )をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

( 中止又は廃止 )

- 第 10 条 補助事業者は、交付決定後の事情の変化により、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、ちびっと就林・就漁事業中止( 廃止 )承認申請書( 様式第 4 号 )を事前に提出し、市長の承認を受けなければならない。

( 実績報告 )

- 第 11 条 補助事業者は、事業が完了したときは、規則第 11 条の規定により、速やかにちびっと就林・就漁事業実績報告書( 様式第 5 号 )を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- ( 1 ) 宿泊料が分かるもの
  - ( 2 ) その他市長が必要と認めるもの
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が必要ないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

( 補助金の額の確定 )

- 第 12 条 市長は、前条第 1 項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第 12 条の規定により、交付する補助金の額を確定し、ちびっと就林・就漁事業補助金額確定通知書( 様式第 6 号 )により、申請者に通知するものとする。

( 交付請求 )

- 第 13 条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第 14 条の規定により、ちびっと就林・就漁事業補助金請求書( 様式第 7 号 )を市長に提出しなければならない。

( 関係図書の保存 )

- 第 14 条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から 5 年間保管しなければならない。

( 委任 )

- 第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

( 失効 )

- 2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）対象経費

（１）往復交通費

| 交付対象者の居住地のある都道府県                                                                          | 補助金の額   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県 | 12,000円 |
| 埼玉県、東京都、神奈川県及び新潟県                                                                         | 11,000円 |
| 島根県及び香川県                                                                                  | 10,000円 |
| 群馬県、岡山県及び徳島県                                                                              | 9,000円  |
| 静岡県及び和歌山県                                                                                 | 8,000円  |
| 山梨県及び鳥取県                                                                                  | 7,000円  |
| 長野県、大阪府及び兵庫県                                                                              | 6,000円  |
| 三重県及び奈良県                                                                                  | 5,000円  |
| 富山県、愛知県、滋賀県及び京都府                                                                          | 4,000円  |
| 岐阜県                                                                                       | 3,000円  |
| 石川県                                                                                       | 2,000円  |

交通費と宿泊費が一体となったパック型旅行商品を活用する場合は、定額5,000円/泊を引いた額を交通費として補助する。ただし、定額往復交通費を超えた部分に関してはその限りではない。

（２）宿泊費

| 宿泊費            | 補助金の額                                       |
|----------------|---------------------------------------------|
| 福井市内の宿泊施設での宿泊費 | 上限額5,000円/泊<br>ただし、精算額が上限額を下回る場合は精算額を上限とする。 |

交通費と宿泊費が一体となったパック型旅行商品を活用する場合は、定額往復交通費を引いた額を補助する。ただし、上限を5,000円/泊とし、超えた部分に関してはその限りではない。